平成２３年（フ）第２１４号
青森県弘前市大字百沢字寺沢12番地３
債務者　太田　繁逸
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２１７号
青森県黒石市追子野木１丁目233番地２
債務者　一戸　美樹
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７３号
青森県八戸市大字田面木字下田面木42番地12
メイプルハイツＡ－２
債務者　竹村　康子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
福島県いわき市内郷御台境町鬼越68番地の７
債務者　武藤　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２９７０号
札幌市手稲区前田８条15丁目２番14号
債務者　大關　良子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００８号
札幌市北区北25条西５丁目１番21―405号
債務者　小川　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４６号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　ビッグバーンズ伏古Ⅱ303号
債務者　角　　俊司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０４７号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　ビッグバーンズ伏古Ⅱ303号
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９７号
札幌市中央区南９条西６丁目１番12―601号
債務者　藤原　正之
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５０号
札幌市白石区本通16丁目南３番10号　シティコーポ本通103号
債務者　郡　　利充
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１６７号
札幌市手稲区曙２条１丁目１番５―506号
債務者　加藤留美子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０３号
札幌市西区発寒７条11丁目３番33号　サンハイツ発寒201号
債務者　大門　友子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２７号
札幌市南区真駒内緑町１丁目１番20―102号
債務者　長谷　奈美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４９号
札幌市西区八軒７条東４丁目４番22号
債務者　立石　紀男
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９２号
群馬県高崎市中居町２丁目４番地７　市住15棟440号
債務者　武内　耕司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９３号
群馬県高崎市中居町２丁目４番地７　市住15棟440号
債務者　武内恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９６号
群馬県高崎市下佐野町313番地
債務者　都丸志津子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９７号
群馬県富岡市七日市32番地　Ｂ－９号
債務者　黛　　勇治
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部